

## 練馬区民営化特別養護老人ホーム等の運営にかかる意見交換会設置要綱

平成 24 年 7 月 17 日

24 練 福 高 第 1133 号

## (設置)

第 1 条 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団（以下「社会福祉事業団」という。）が運営する平成 23 年 4 月 1 日から民営化を実施した練馬区立特別養護老人ホームおよび併設デイサービスセンター（以下「民営化特別養護老人ホーム等」という。）における、区立施設の安心の継承や、効率的で創意工夫を活かした運営を図るため、練馬区民営化特別養護老人ホーム等の運営に係る意見交換会（以下「意見交換会」という。）を設置する。

## (対象施設)

第 2 条 意見交換会の対象となる民営化特別養護老人ホーム等は、つぎに掲げるとおりとする。

- (1) 田柄特別養護老人ホームおよび田柄デイサービスセンター
- (2) 関町特別養護老人ホームおよび関町デイサービスセンター
- (3) 富士見台特別養護老人ホームおよび富士見台デイサービスセンター
- (4) 大泉特別養護老人ホームおよび大泉デイサービスセンター

## (所掌事項)

第 3 条 意見交換会は、民営化特別養護老人ホーム等の運営状況および第 1 条の趣旨を達成するために必要と認められる事項について、毎年度、意見交換する。

## (構成)

第 4 条 意見交換会は、つぎに掲げる者で構成し、区長が委嘱しまたは任命する。

- (1) 学識経験者または高齢者福祉に関する有識者（2 名以内）
- (2) 社会福祉事業団理事および職員
- (3) 福祉部長、福祉部経営課長、高齢社会対策課長、介護保険課長および総合福祉事務所長（高齢担当）の職にある者

2 意見交換会に会長および副会長を置く。

3 会長は、福祉部長の職にある者とする。

4 副会長は、福祉部経営課長の職にある者とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (委員の任期)

第 5 条 意見交換会の委員の任期は、委嘱または任命の日から当該委嘱または任命した日の属する年度の末日までとする。

(運営)

第6条 意見交換会は、会長が招集し、主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(謝礼)

第7条 区長は、意見交換会の委員のうち第4条第1項第1号に定める者に謝礼を支払うものとし、その額は別に定める。

(庶務)

第8条 意見交換会の庶務は、高齢社会対策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

付 則 (平成24年7月17日24練福高第1133号)

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。